

事務連絡
平成8年7月1日

各課(室)長 殿
出先機関の長

工事検査室長

契約保証にともなう一般管理費の補正について

このことについては、平成8年3月26日付け事務連絡により運用しているところですが、下記のとおり取り扱うこととしますので留意して下さい。

記

適用 請負工事(電気、機械を含む)に適用する。従って、製造、購入及び点検のみの契約には適用しない。
(製造、購入及び点検であっても、少額でも据付を伴い、総額500万円以上の場合は補正する。)

(事務担当 指導係)

一般管理費等率の補正について

1. 一般土木工事

契約の保証に必要な費用については、一般管理費等に計上することとし、その場合の一般管理費等率の補正は以下のとおりとする。

1. 一般管理費等率の補正

1) 補正值

補正值は、保証の方法により第1表に示すとおりとする。

2) 補正方法

前払金支出割合の相違による補正までを改正通知により行い、この値に第1表の補正值を加算したものを、一般管理費等率とする。

第1表 契約保証に係る一般管理費等率の補正值

保証の方法	補正值 (%)
ケース-1 : 発注者が金銭的保証を必要とする場合。(工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース-2 : 発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース-3 : ケース1及び 2 号以外の場合	補正しない

2. 積算への計上

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

II. 機械設備工事

契約の保証に必要な費用については、一般管理費等に計上することとし、その場合の一般管理費等率の補正は、以下のとおりとする。

1. 一般管理費等率の補正

1) 補正值

補正值は、保証の方法により第1表に示すとおりとする。

2) 補正方法

一般管理費等率（工場製作）、一般管理費等率（据付）各々に前払金支出割合の相違による補正までを現行基準により行い、この値に第1表の補正值により加算したものを一般管理費等率とする。

第1表 契約保証に係る一般管理費等率の補正值

保証の方法	補正值 (%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1 及び 以外の場合。	補正しない

2. 積算への計上

1) 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

2) 積算の計上は、次のとおりとする。

$$\text{①一般管理費等（工場製作）} = (\text{工場原価}) \times (\text{一般管理費等率}) \div (\text{工場原価}) \times (\text{契約保証に係る一般管理費等率の補正值})$$

$$\text{②一般管理費等（据付）} = (\text{据付原価}) \times (\text{一般管理費等率}) + (\text{据付原価}) \times (\text{契約保証に係る一般管理費等率の補正值})$$

契約の保証 (第4条)

請負者の工事完成債務の債務不履行に備える契約の保証に関する規定として、発注者が金銭的保証を必要とする場合の保証方式と役務的保証を必要とする場合の保証方式の2つの方式を定め、発注者が個別の契約において、どちらか一方を選択して用いることとしている。原則は、金銭的保証であるが、供用開始時期の問題、発注体制の問題等がある場合には、役務的保証を用いることとなる。金銭的保証の方法としては、契約保証金の納付、有価証券等の提供、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結の5種類があり、請負者がこの中から選択して発注者に提出することとなる。また、役務的保証が必要な場合には、瑕疵担保特約付きの公共工事履行保証証券(いわゆる履行ボンド)を用いることとなる。金銭的保証を要求した場合において、請負者が債務不履行等の契約解除事由に該当することとなった場合には、発注者は、契約を解除して、金銭的な保証を受け、それによって増加費用を賄って、残工事の再発注を行うこととなる。役務的保証を要求した場合において、債務不履行等の契約解除事由に該当することとなった場合には、発注者は、契約を解除せずに、保証人に代替履行業者の選定を請求し、保証人が選定し発注者が承諾した代替履行業者が残工事を完成することになる。この場合において、代替履行業者は、原則として当初の請負者の全ての権利義務を承継する。

各課（室）長
各出先機関の長 殿
部外各関係機関の長

富山県土木部工事検査室長

公共工事標準請負契約約款の改正にともなう
一般管理費の補正について

平成8年3月13日付け管第87号で土木部長から通知のあった、公共工事標準請負契約約款の改正にともない、別紙1のとおり一般管理費等率を補正し、一般土木工事及び機械設備工事の電算入力項目を下記のとおり運用しますので通知します。
なお、平成8年4月1日以降に締結する契約から適用しますので、貴職におかれましても、入力方法について周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 改正概要

- (1) 公共工事標準請負契約約款の改正にともない、契約の履行に関して保証をとることとなったが、これにともなう契約の保証に必要な費用については、一般管理費等に計上することとし、その場合の一般管理費率の補正は以下のとおりとする。

番号	適用	保証方法	補正值(%)
①	契約履行保証の対象とする額が500万円未満	保証を必要としない	補正しない
②	契約履行保証の対象とする額が500万円以上	発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%

備考 契約履行保証の対象とする額：公共工事請負契約約款では請負代金額としていますが、設計時点では、契約履行保証に係る一般管理費の補正を加えずに積算した工事価格（消費税相当額は除く）が500万円以上のものとしします。

履行保証制度

「履行保証」とは、建設工事が請負人の債務不履行により頓挫した場合に、その工事の請負契約の履行を保証するものであり、具体的には、債務不履行に係る増加費用(再発注に係る事務費、契約金額の増加分等)を保証するものである。

この履行保証制度には、大きく分けて、単に増加費用を金銭で補填する「金銭的保証制度」と残りの工事の完成自体を保証する「役務的保証制度」の2種類がある。

我が国の履行保証制度は、会計法、地方自治法上は契約保証金やこれと同じ機能をもつ金融機関による保証など金銭的保証が原則であるが、現実には、これまで殆どの発注者がこの原則の例外として役務的保証を求める工事完成保証人制度を用いてきた。

この工事完成保証人制度が広く普及してきたのは、債務不履行による損害に対応するための発注者のコストが不要であったこと、そして、工事完成保証人に対して履行請求さえ行えば当該保証人が工事の完成まで責任をもって必要な対応を行ってくれること等の点において、発注者にとってメリットの大きい制度であったためと考えられる。

しかしながら、競争関係にある同業者間で保証を行う不自然さやいわゆる「談合破り」に対して工事完成保証人となることを拒否するという形で談合を助長する可能性などの問題も指摘されているところであった。また、建設業者の相互の信頼関係に基づくとはいえ、実際に当初の請負人が債務不履行に陥った場合には、工事完成保証人は残工事に係る増加費用等をすべて負担させられることとなるので、負担が非常に大きいものになってしまうという点も指摘されていた。

このため、平成5年12月の中央建設業審議会建議においては同制度の廃止の方針を打ち出し、平成7年5月には新しい履行保証制度の内容等を盛り込んだ公共工事標準請負契約約款(公共工事の請負契約書のモデル)の改正を行い、工事完成保証人制度については、平成7年度を経過措置期間とし、平成8年度からは新しい履行保証体系に全面的に移行するよう、各公共発注機関に勧告を行った。

新しい履行保証制度の基本的な考え方は、金銭的保証制度を原則とするが、発注体制が不十分で再発注が困難な場合や施設の供用開始時期の関係から、発注者が特に役務的保証を必要とする場合には、役務的保証制度を用いることとした。発注者が金銭的保証を求めた場合には、請負者が幅広い保証手段の中から選択して利用することになり、発注者が役務的保証を求めた場合には、工事完成保証人に代わる手法として履行ボンドを利用することになる。

履行ボンドとは、請負者に債務不履行が生じた場合に、損害保険会社が代替業者を

選定して工事を完成させるか、保証金を支払うかのいずれかの方法により、保証債務を履行するものである。履行方法は保証割合（付保割合）に左右される。すなわち保証割合が高い場合には、損害保険会社にとっては代替業者を選定して工事を完成させる方が保証金の支払いを選択するよりも有利な場合が多いことから、役務的保証機能を期待できる。一方、保証割合が低い場合には、保証金の支払いを選択する方が有利な場合が多く、金銭的保証機能が期待されることとなる。

建設省直轄工事においては、平成8年度から工事完成保証人制度を完全に廃止し、金銭的保証制度を原則とする新しい履行保証制度に移行している。また、他の国の機関・特殊法人、地方公共団体も中央建設業審議会建議等に基づき、新しい制度に移行しつつある。

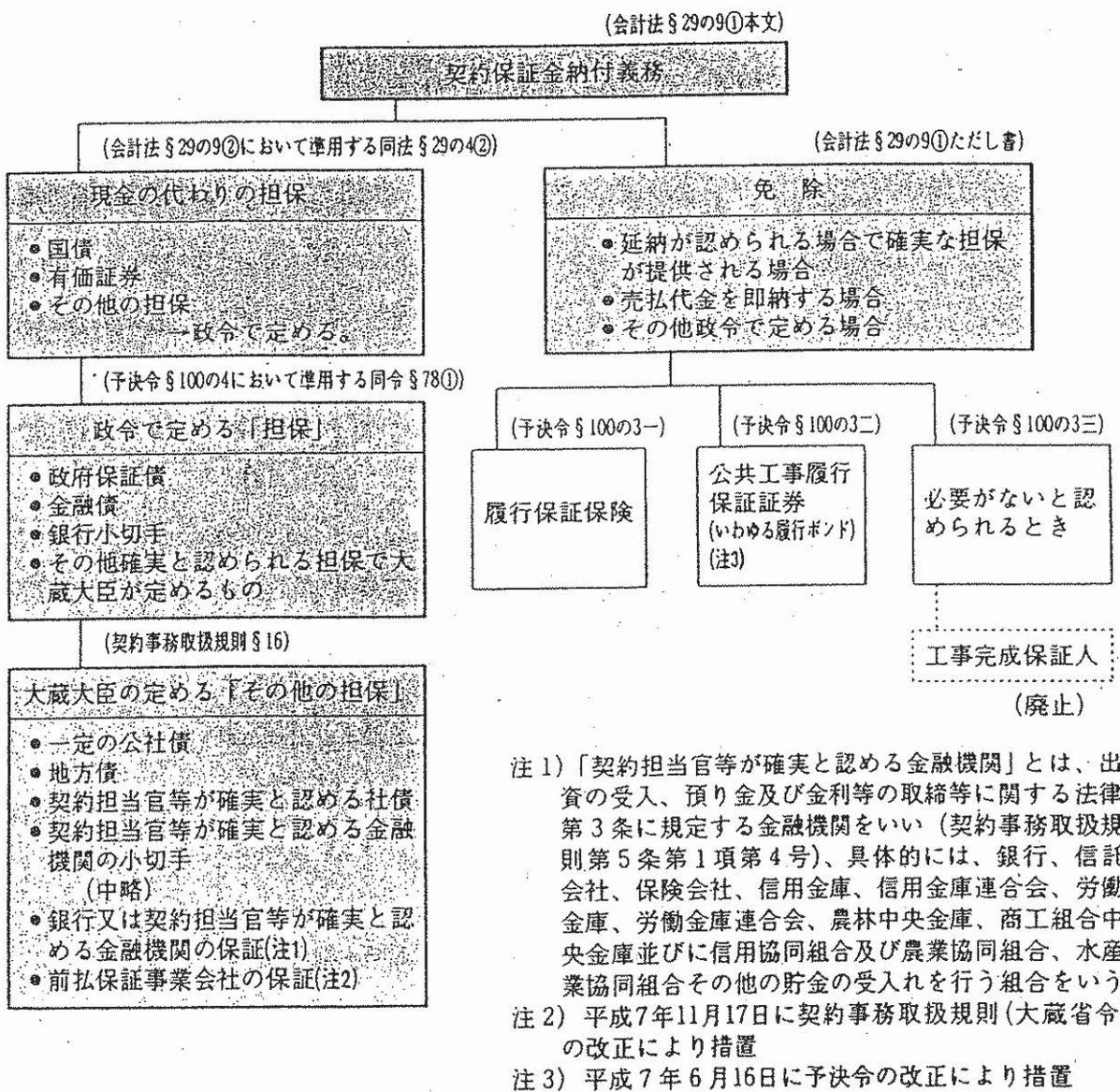
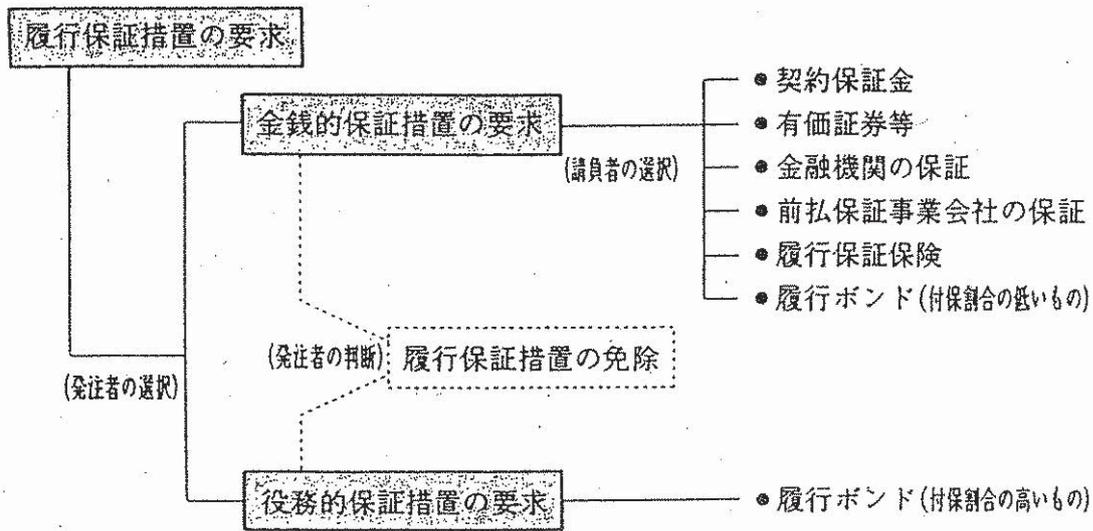


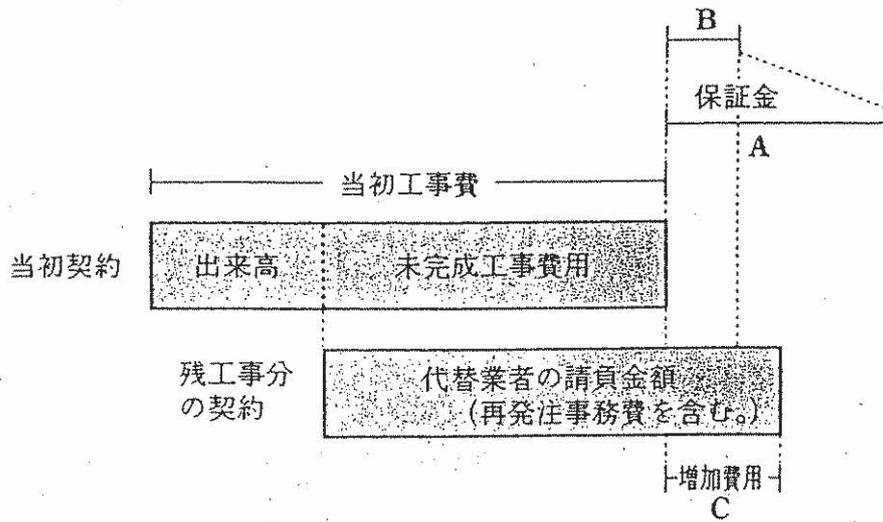
図1-11 会計法令における履行保証関係規定の概要



発注者が履行保証措置等を選択する場合の考え方

- 金銭的保証措置：経済的損失の補填で足りる場合（通常の場合）
- 役務的保証措置：発注者の体制が不十分な場合や施設の供用開始時期の関係等から、経済的損失の補填のみでは不十分な場合
- 履行保証措置の免除：請負者が債務不履行に陥る可能性や、債務不履行時の影響等を勘案して、履行保証措置が不要な場合

図1-12 履行保証体系の概要



参考例の場合の履行ボンド引受機関の選択

- 付保割合が高い場合 ($A > C$)
 - 増加費用を負担した方が得 → 役務的保証を選択
- 付保割合が低い場合 ($B < C$)
 - 保証金を支払った方が得 → 金銭的保証を選択

図1-13 履行ボンド制度の概要

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 1 日

各 課（室）長 殿
出先機関の長

建設技術企画課長

土木請負工事における現場環境改善の推進について（通知）

このことについて、別添「土木請負工事における現場環境改善実施要領」により実施することとしたので通知します。

なお、平成 8 年 7 月 30 日付事務連絡「土木請負工事におけるイメージアップの推進について（通知）」は廃止します。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）

土木請負工事における現場環境改善実施要領

1 目的

近年、住民の協力を得て工事を円滑に進めるうえで、地域との連携を図ることが重要になっている。また、建設労働者不足が深刻化するなかで労働者の作業環境を改善することは、必要な労働者を確保し事業を円滑に推進するうえでも、不可欠の条件となってきた。

工事現場の現場環境改善は、これらを踏まえて、地域との積極的な連携を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資するものである。

2 対象工事

下記の①、②のいずれにも該当する場合は、原則として実施するものとする。また、該当しない場合であっても③から⑤のいずれかに該当する工事については、積極的に実施する。(ただし、災害を除く。)

- ①工事費が5,000万円以上の工事
- ②実工期が6箇月以上の工事
- ③市街地や交通量が多い箇所の工事
- ④近隣に公園や運動場があり、散策等で人が集まる箇所での工事
- ⑤風致地区内の工事、近隣に文化財等がある工事

3 実施順序

1) 請負業者決定後、現場環境改善の施工内容について施工計画書に含めて提出させるものとし、必要経費について算出させ、積算した経費と比較のうえ業者見積りが積算経費を下回らないよう請負業者に指導し、承諾する。

なお、各項目の実施内容については、請負業者に一任する。

2) 監督員は、工事中に現地において、現場環境改善内容について確認する。

3) 工事完了後に、検査員は現場環境改善事業実施状況表(別紙)により確認する。

4 施工条件の明示

第〇〇条 工事現場の現場環境改善

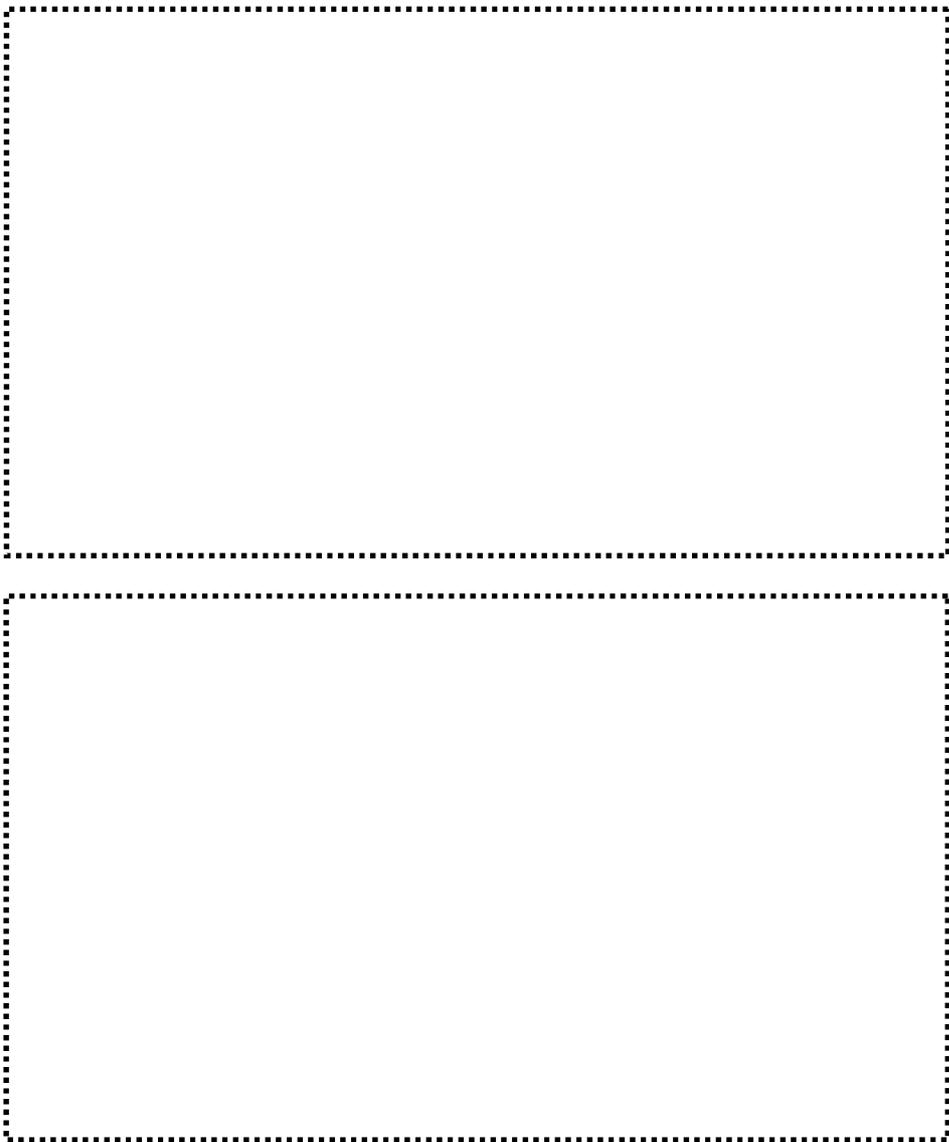
1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的な連携を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ、労働者の作業環境の改善および地域連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとする。
 - ① 現場環境改善（仮設備関係）
〇〇〇〇及び〇〇〇〇を実施するものとする。
 - ② 現場環境改善（営繕関係）
〇〇〇〇を実施するものとする。
 - ③ 現場環境改善（安全関係）
〇〇〇〇及び〇〇〇〇を実施するものとする。
 - ④ 地域連携
〇〇〇〇及び〇〇〇〇を実施するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 工事完了時には、現場環境改善事業実施状況表を提出するものとする。

5 積算

積算基準第1編第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。

別 紙

現 場 環 境 改 善 事 業 実 施 状 況 表

事務所名：	工事名：
施工箇所：	工事費： 千円 請負業者
現場環境改善実施内容	
状況写真	
	

事 務 連 絡

平成16年4月26日

部内各室課長 殿
各出先機関の長 殿

企画用地課長

公共工事のイメージアップについて

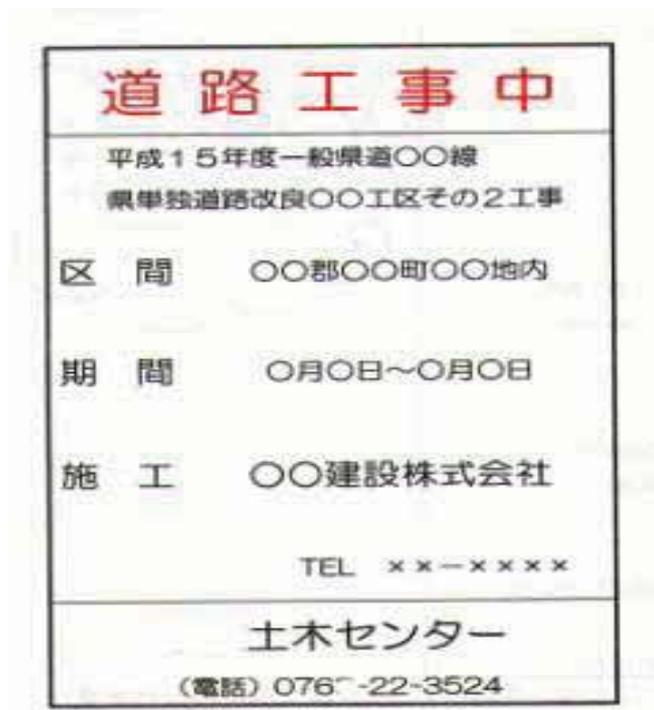
公共工事のイメージアップに関しては、「土木請負工事におけるイメージアップの推進について（平成8年7月30日付け事務連絡工事検査室長通知）」により取り扱っている。

このたび、平成16年3月31日に土木職場懇談会より提出された、「イメージアップ手法に関する提言」をうけて、試行として、工事名標示板の標記方法について各現場の状況にあった工事看板となるよう配慮していくものとする。

今後とも、公共工事のイメージアップに一層取り組んでいくこととする。

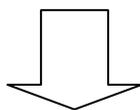
事務担当 企画用地課技術管理係
電話076-444-3298

(従来から使用されている、工事名標示板)

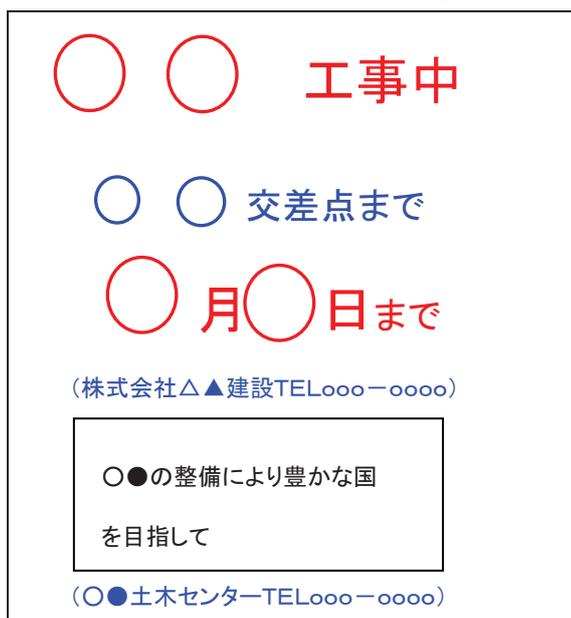


道路工事現場における標示施設等設置基準
(昭和37年8月30日
建設省道路局長通知に基づく)

試行例



(4車線道路などで、内容を簡潔にし、文字を大きくすることにより視認性に配慮したもの)

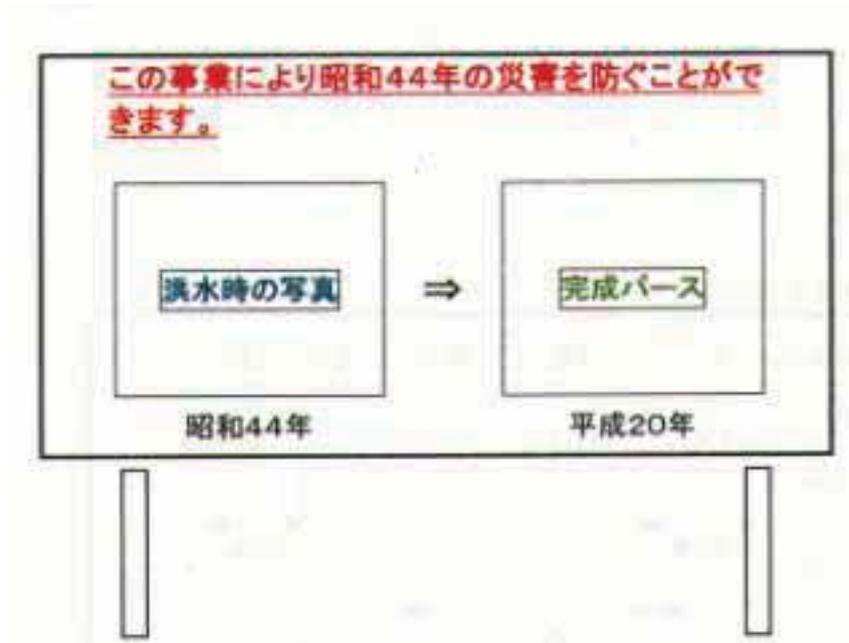


工事用標識等設置要領(案)
平成3年1月16日
(建北技管第11号)参照

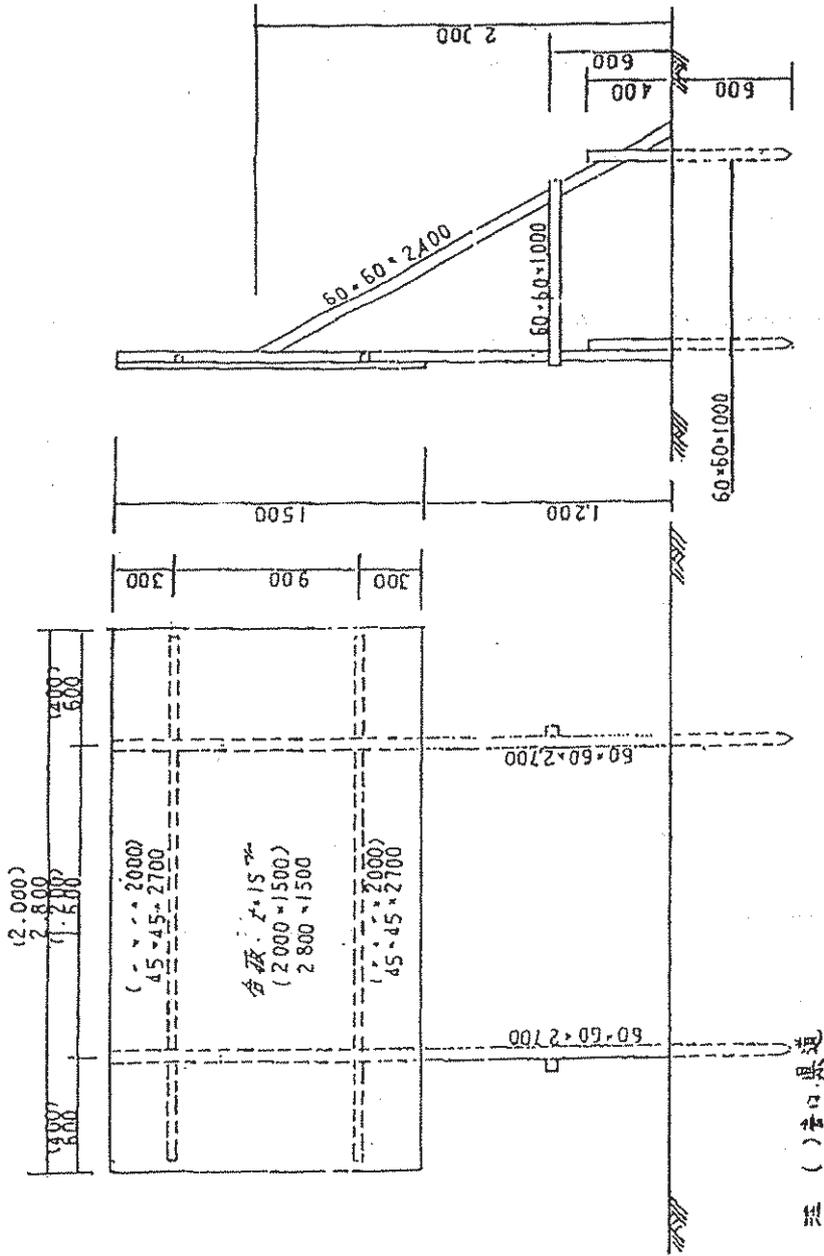
(参考)

土木職場懇談会からの提案・提言の中から参考になるPR看板事例を示す。

(事業効果をわかりやすく標示した事例)



PR 看板



三 () 窗口 果道

共通型 (国道)

材料	寸法	数量	1本ガリ設置	溝	寸
合板	2x15mm	1	4.2	2.8x1.5	(2.8x1.5)
桁材	45x45x2700	2	0.0055		
柱材	60x60x2700	2	0.0097		
控板	60x60x2400	2	0.0086		
裏板	60x60x1000	2	0.0036		
流石材	60x60x1000	1	0.0036		
流石材					流石子

補助型 (果道)

材料	寸法	数量	1本ガリ設置	溝	寸
合板	2x15mm	1	3.0	2.0x1.5	(2.0x1.5)
桁材	45x45x2000	2	0.0041		
柱材	60x60x2700	2	0.0097		
控板	60x60x2400	2	0.0086		
裏板	60x60x1000	2	0.0036		
流石材	60x60x1000	4	0.0036		
流石材					流石子

事務連絡
平成20年4月11日

各土木センター所長 } 殿
各土木事務所長 }

道路課長
都市計画課長

「道路工事現場における標示施設等の設置基準」の運用について

標記設置基準の一部改正については、平成18年4月22日付け道第77号で通知したところですが、平成20年度から県管理道路については下記のとおり運用することとしますので通知します。

記

1. 設置基準 別添のとおり
2. 運用対象道路 指定区間外国道（補助国道）及び県道（主要地方道、一般県道）
※本設置基準については、「道路法に基づく法定受託事務の処理基準について」（平成13年2月21日付け道路局長通達）により、指定区間外国道の管理等の事務にあたり処理基準とすべき通達となっていますが、県道についても補助国道に準じて運用することとします。
3. 運用開始 平成20年4月以降の発注工事から

事務担当：道路課維持係

道路工事現場における標示施設等の設置基準

(道路工事の標示)

1. 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2. 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

3. 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

4. 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管理)

5. 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。





別表備考

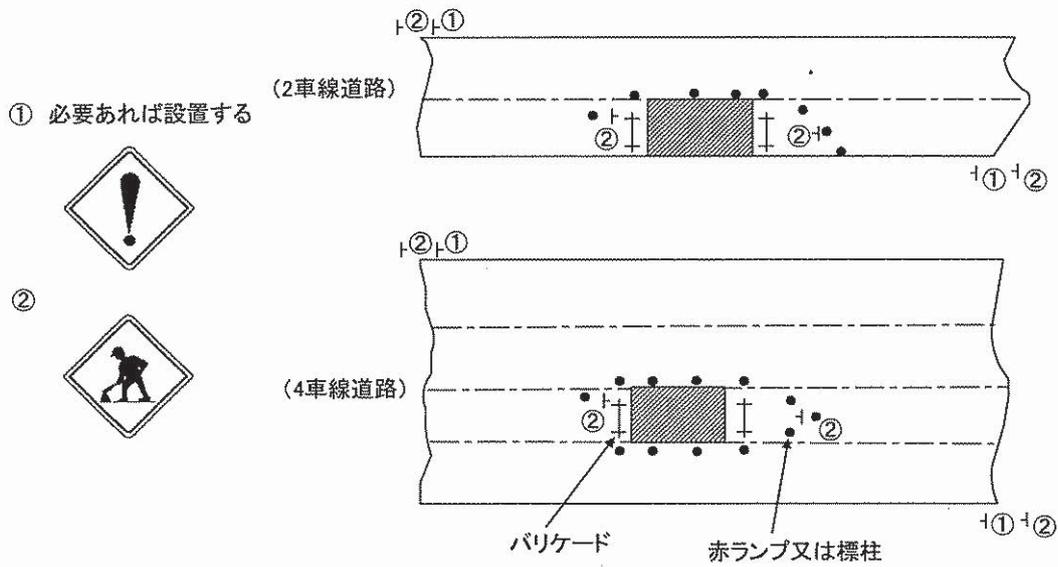
一 様式1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

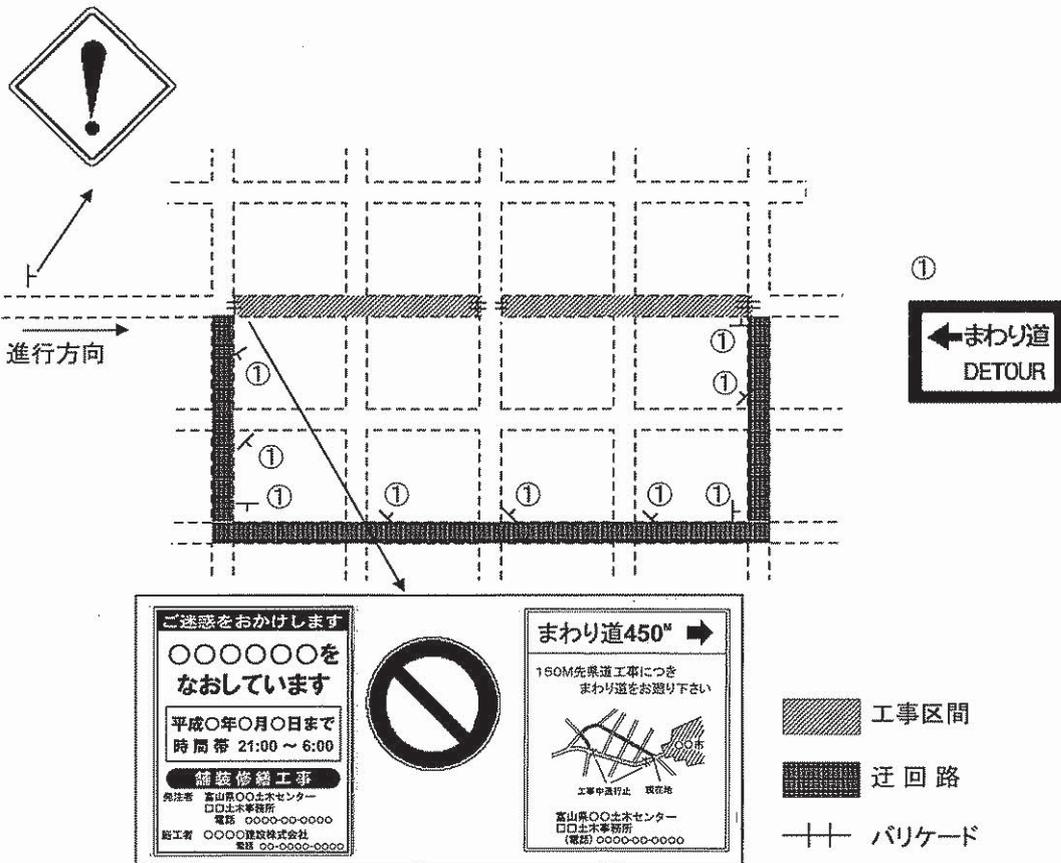
二 様式2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cmとする。

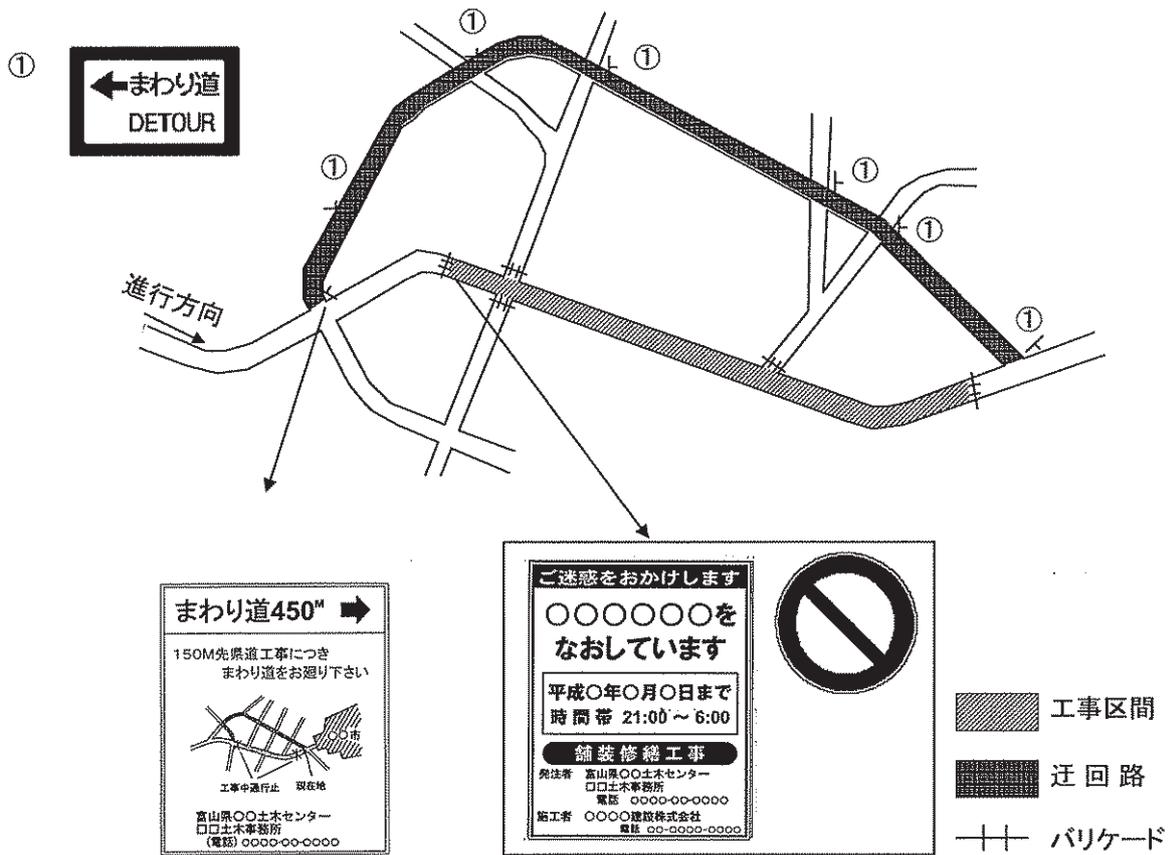
参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



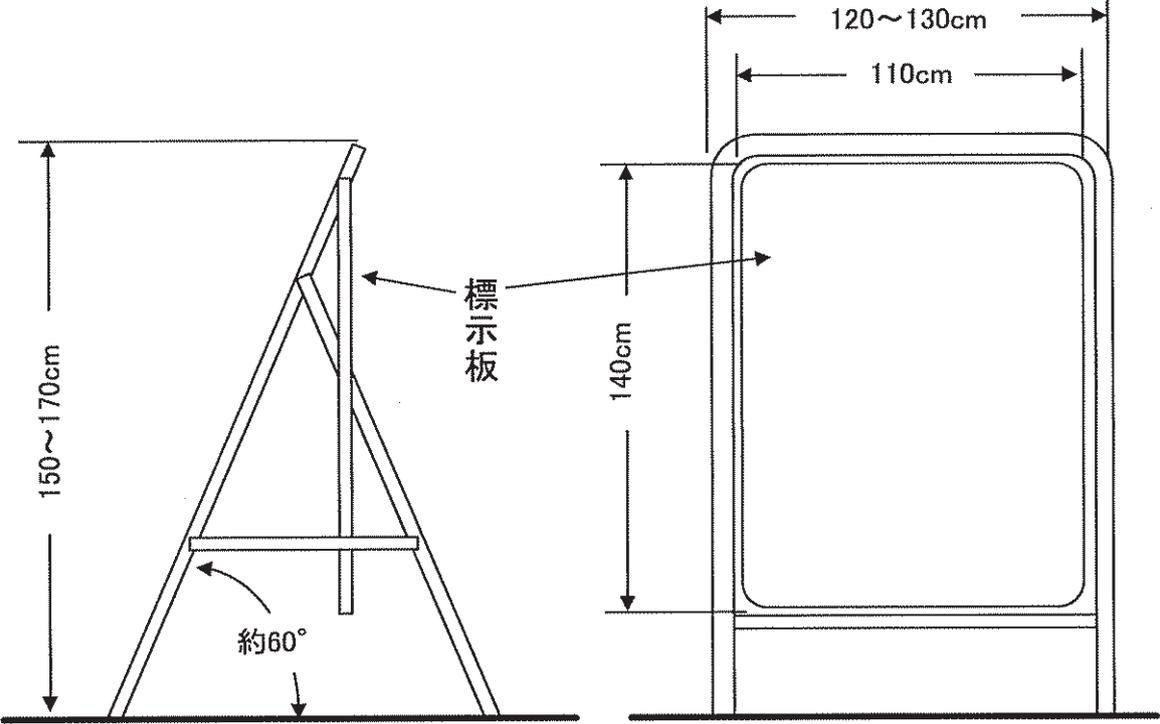
参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



【参考】 標示内容について

1. 工期について

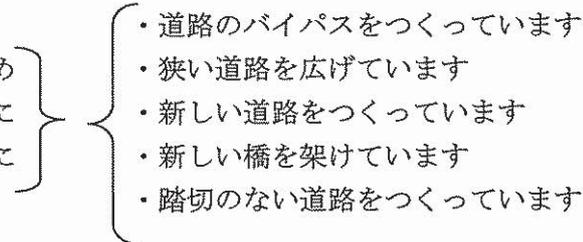
工期は完成予定のみを標示し、時間帯は工事内容等により省略できるものとする。

2. 工事内容について

工事内容は何のために何をしているかを簡潔に標示する。

以下に、工事種別毎に表示例を示す。

〔道路改良〕

- ・ 渋滞を解消するため
 - ・ 安全に通れるように
 - ・ 快適に走れるように
- 
- ・ 道路のバイパスをつくっています
 - ・ 狭い道路を広げています
 - ・ 新しい道路をつくっています
 - ・ 新しい橋を架けています
 - ・ 踏切のない道路をつくっています

〔交通安全〕

- ・ 歩きやすくするため歩道の段差をなくしています
- ・ 歩行者の安全を確保するため
 - 歩道を広げています
 - 歩道を新しくつくっています
 - 地下横断歩道をつくっています
- ・ 交通の流れを良くするため交差点を改良しています
- ・ 道路の情報を提供するため道路標識を設置しています
- ・ 夜間の安全な通行のため道路照明を設置しています
- ・ 交通事故を防止するため
 - 防護柵を設置しています
 - 区画線を引いています
 - カラー舗装をしています
- ・ 自転車が安全に走れるように自転車レーンをつくっています

〔災害防除〕

- ・ 落石を防ぐため斜面にネットを張っています
- ・ 落石を防ぐため斜面にコンクリートを吹き付けています
- ・ 落石を止めるため（防護）壁をつくっています

〔道路災害復旧〕

- ・ 崩れた法面をなおしています
- ・ 崩れた道をなおしています

〔電線共同溝〕

- ・ 景観をよくするため電線を地下に埋めています

〔雪寒（消雪、防雪）〕

- ・雪をとかすための散水管を設置しています
- ・雪崩を防ぐ柵を設置しています
- ・雪崩を止める壁をつくっています

〔舗装補修〕

- ・悪くなった舗装をなおしています
- ・舗装のひび割れをなおしています

〔橋梁補修〕

- ・橋が崩れないように橋脚を補強しています
- ・落橋を防ぐ工事をしています
- ・地震に強い橋になおしています
- ・橋が錆びるのを防ぐため塗装をしています

H10. 7. 15 企画用地課
H14. 7. 15改 企画用地課
H15. 7. 15改 企画用地課
H26. 7. 15改 道路課・建設技術企画課
H28. 7. 15改 建設技術企画課

○工種区分の考え方

単独発注の場合の工種区分

工 事 内 容	適 用 工 種	摘 要
橋梁塗装塗替工	鋼橋架設	
防雪柵据付撤去工	道路維持	
歩道設置	道路改良	
道路照明灯設置	道路維持	
防護柵設置工	道路維持	
道路植栽工	道路維持	
緑地管理	道路維持	
消雪配管工	道路改良	※H 1 0 改正
道路付属物塗替	道路維持	
伸縮継手補修	橋梁保全	※H 2 8 改正
床版打替（グレーチング）	橋梁保全	※H 2 8 改正
鋼橋桁連結	鋼橋架設※1	
沓座拡幅	橋梁保全	※H 2 8 改正
法枠工設置	道路改良	
ロックネット張工	道路改良	
法面工補修	道路維持	
橋梁検査路設置	鋼橋架設※1	
スノーシェッド（コンクリート構造上部工）	河川・道路構造物	
スノーシェッド（鋼構造上部工）	鋼橋架設	
スノーシェッド（下部工）	河川・道路構造物	
雪崩防止柵設置	道路改良	
落石防止柵設置	道路改良	
トンネル漏水防止	道路維持	
ポンプ設備工事	機械設備道路排水設備	
側道橋架設	鋼橋架設	
横断歩道橋架設	鋼橋架設	
道路除雪	道路維持	
さく井	河川・道路構造物	※H 1 4 追加

※1 鋼橋等の修繕に関する工事の場合は、「橋梁保全」とする。（土木工事標準積算基準書（共通編）参照）